

## 株式会社定款モデル 1

(取締役 1 名の旧有限会社タイプ最小規模会社の参考例)

# 〇〇株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、〇〇株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

(1) 〇〇の製造、販売

(2) 〇〇の輸入、輸出

(3) . . .

(4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第 5 条 当社には、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を置かない。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 6 条 当社が発行することのできる株式の総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。ただし、当社の株主が取得する場合には、この承認があったものとみなす。

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令に定めのある場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をするには、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、2週間前までに法令の定める公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第14条 当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び招集通知)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役が招集する。

2 株主総会は、開催日の3日前までに、議決権を有する株主に対し招集通知を発して招集する。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがあるがある場合を除き、書面をもってすることを要しない。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故又は支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は1名とする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第5章 計算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年△月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第22条 剰余金の配当が、支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

### 第6章 附則

(設立時に発行する株式)

第23条 当社の設立時に発行する株式は100株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第24条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とする。

(最初の事業年度)

第25条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成○年△月末日までとする。

(設立時取締役)

第26条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 ○○○○

(発起人の住所、氏名、割当を受ける株式数及び払込金額)

第27条 発起人の住所、氏名、割当を受ける株式数及び払込金額は、次のとおりである。

東京都○○区△△ ○丁目○番○号

○○○○(氏名) 100株 金100万円

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、○○株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成○年○月○日

発起人 ○ ○ ○ ○ 印